

行橋市木造戸建て住宅耐震改修
補助金事業に関するご案内

【問合せ先】

行橋市役所 都市整備部 建築政策課 建築政策係

〈住所〉 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

〈TEL〉 0930-25-1111(内線 1324, 1325)

〈FAX〉 0930-25-8201

〈E-mail〉 kenchikuseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

① 補助内容

耐震改修工事に要する費用の一部を補助

② 補助交付額

工事の種類	補助率	上限額
耐震改修工事	費用（消費税及び地方消費税を除く）の50%に相当し、1,000円未満を切り捨てた額	60万円

③ 補助を受けることができる条件

【補助対象者】

次のすべての条件を満たしている方

- 住宅の所有者
- 市税、その他の公租公課を滞納していないこと
- 暴力団員でないこと。

【共通補助対象住宅】

次のすべての条件を満たしている住宅

- 市内に存在するもの
- 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- 過去に耐震改修補助金の交付を受けたことがないこと
- 現に居住者がいること、又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること
- 地階を除く階数が2以下のもの
- 戸建て住宅

※店舗の用途を兼ねるものは、店舗の床面積が2分の1未満のもの

- 建築基準法及び関係法令に違反していないもの

耐震改修工事を検討中の方

補助条件

- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、建物全体を1.0以上又は、1階部分の上部構造評点を1.0以上になる耐震改修工事を行うもの

申請に必要な書類

- 「行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請書」（様式第1号）
- 「耐震診断結果報告書」及び「耐震補強計画書」
（建築士名及びその押印があるもの）
- 「耐震改修工事見積書」の写し
（建築会社名、代表者名及びその押印があるもの）
- 補強対象住宅の外観及び補強予定箇所の写真
- 滞納のない証明書（市役所 1階 総合窓口課 ②番窓口にて発行：300円）
- 登記簿謄本（法務局にて発行：600円）
- 印鑑

※申請前に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

改修工事完了後の手続きについて

【工事完了後に提出していただく書類】

- 「行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金事業完了実績報告書」（様式第7号）
- 全ての施工箇所の写真
※使用材料の写真及び全ての補強箇所（柱・筋交い・構造用合板・接継金物等）について、「施行前・施工中・施行後」の写真が必要です。
- 撮影位置図
- 施工建設会社と締結した契約書の写し
- 耐震改修工事に要した費用に係る施工者等からの請求書の写し
- 利用者アンケート
- その他市長が必要と認める書類

【補助金請求時に提出していただく書類】

- 「行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付請求書」（様式第9号）
- 施工建設会社等に費用を支払ったことを証する領収書の写し

上記の書類を、**本年度2月末日（末日が休日の場合は前開庁日）**までに必ず提出してください。

提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなりますのでご注意ください。

税の減額措置について

耐震改修工事を行った場合は、所得税及び固定資産税の減額措置を受けることができます。

詳しくは、

所得税について・・・お住まいの管轄の税務署へ

固定資産税について・・・税務課 固定資産税へ（行橋市役所 東棟1F）

その他

【補助対象事業の内容に変更があった場合に提出していただく書類】

- 「行橋市の木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更申請書」（様式第5号）
- 変更内容を明らかにする書類（変更後見積書、変更箇所の写真、図面等）

補助対象となる工事範囲

1. 耐震性を高めるための補強工事

(1) 耐震壁の増設又は補強

- ・ 壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
- ・ 筋交いを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。

(2) 金物等による補強

- ・ 土台、柱、梁、筋交い等の接合部を金物で堅固にする。

(3) 基礎の補強

- ・ 鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
- ・ 無筋コンクリート基礎を補強する。
(鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等)
- ・ 玉石基礎等を補強する。
(足固め、鉄筋コンクリート打設等)

(4) 屋根の軽量化

- ・ 瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。

(5) その他の耐震性や剛性を高める工事

- ・ 火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
- ・ ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
- ・ 劣化、シロアリ等による被害のある部材を取り替える。(防腐・防蟻処理含む)

2. 補強工事に伴う内外装工事

(1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧。(補強する壁から1m以内を原則とする。)

(2) 耐震補強により取替えを必要とする建具。

(3) キッチンセット、洗面台、便所、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付け費用。

(4) 設備の配管、配線等の切り回し。

(5) 屋根の葺き替え(下地を含む)及び軒樋の取替え。(縦樋は除く。)

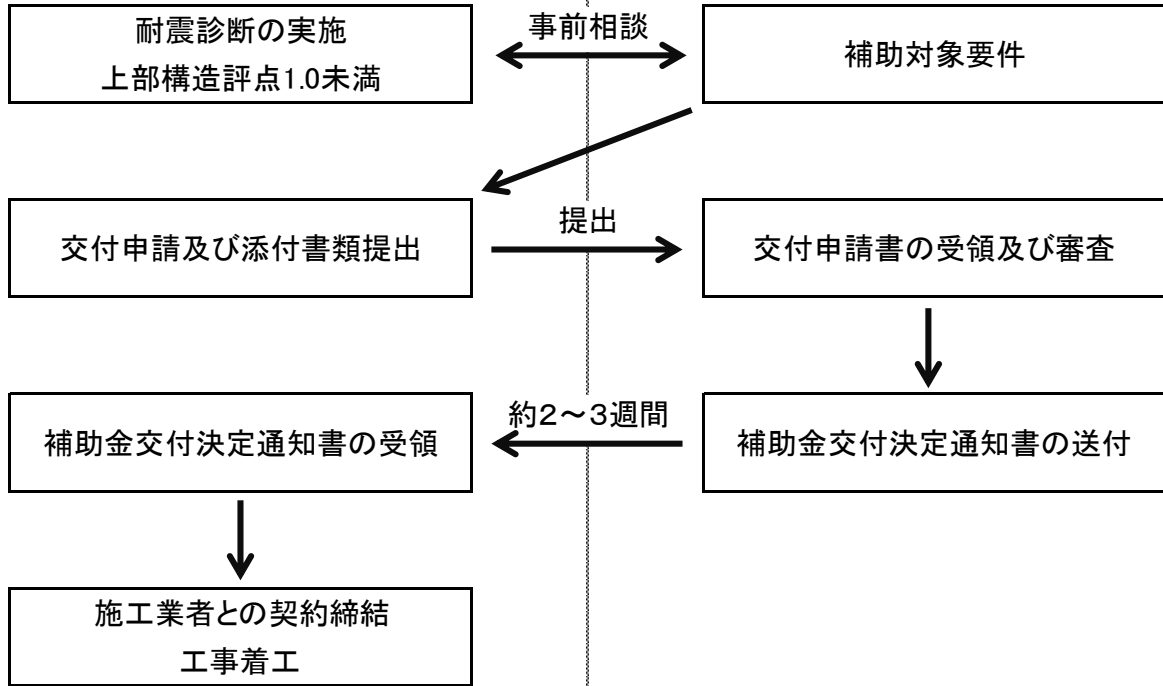
(6) その他の耐震補強に伴い必要となる工事。

補助金交付申請の流れ

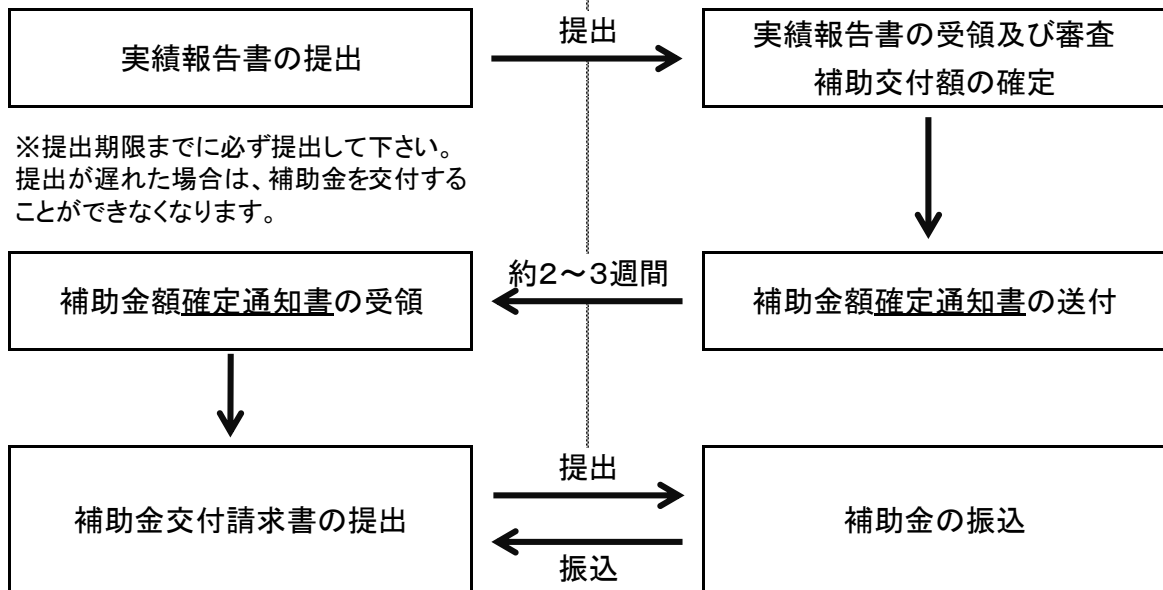
申請者
建築物の所有者

行橋市
建築政策課 建築政策係

補助金交付申請(工事着工前)



工事完了後



施工建設業者の方にお渡し下さい。

施工業者の方へ（耐震改修工事）

実績報告書の提出について

改修工事完了後に、申請の方には写真など工事完了後に提出して頂く必要な書類を **本年度2月末日（末日が休日の場合は前開庁日）**までに必ず提出して頂くようお願いしております。

提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなりますのでご注意ください。

全ての施工箇所の写真について

- ・撮影位置図の添付をお願いします。（図面の位置と整合しているか確認するため）
- ・使用材料の写真及び全ての補強箇所（柱・筋交い・構造用合板・接続金物等）について、「施行前・施工中・施行後」の写真が必要です。

補助対象となる工事範囲

1. 耐震性を高めるための補強工事

（1）耐震壁の増設又は補強

- ・壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
- ・筋交いを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。

（2）金物等による補強

- ・土台、柱、梁、筋交い等の接合部を金物で堅固にする。

（3）基礎の補強

- ・鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
- ・無筋コンクリート基礎を補強する。
（鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等）
- ・玉石基礎等を補強する。
（足固め、鉄筋コンクリート打設等）

（4）屋根の軽量化

- ・瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。

（5）その他の耐震性や剛性を高める工事

- ・火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
- ・ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
- ・劣化、シロアリ等による被害のある部材を取り替える。（防腐・防蟻処理含む）

2. 補強工事に伴う内外装工事

- (1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧。（補強する壁から1m以内を原則とする。）
- (2) 耐震補強により取替えを必要とする建具。
- (3) キッチンセット、洗面台、便所、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付け費用。
- (4) 設備の配管、配線等の切り回し。
- (5) 屋根の葺き替え（下地を含む）及び軒樋の取替え。（縦樋は除く。）
- (6) その他の耐震補強に伴い必要となる工事。